

令和8年度水質検査計画

鏡野町上下水道課

水質検査と水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合した安全な水であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において重要な役割をしています。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本的な方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 水質検査項目及び検査頻度
5. 検査地点
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査の精度及び信頼性の保証
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 関係者との連携

1. 基本的な方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場の入口（原水）、浄水場の出口（浄水）とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目と、水質管理上検査することが望ましいとされている水質管理目標設定項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに残留塩素等の検査については、給水栓で毎日行います。また、水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回とし、年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するため、検査頻度を年4回又は年1回とします。

2. 水道事業の概要

鏡野町の水道は、浅井戸、深井戸又は表流水で賄われています。各地区に点在する水源地の水は、必要な処理を行った後、配水池に送り、自然流下あるいはポンプ加圧により皆様の所へ給水しています。

浄水施設の概要

表1のとおり11箇所浄水場があります。

表1 浄水施設概要
鏡野地区

浄水場の名称	入浄水場	第3配水池	井坂浄水場
所在地	鏡野町入	岡山県広域水道 企業団（受水）	鏡野町井坂
水源	浅井戸		浅井戸・表流水
処理方式	急速ろ過		膜ろ過
処理能力 (m ³ /日)	2,000	3,000	2,500
計画給水人口 (人)	9,350		

浄水場の名称	岩屋浄水場	香々美水源池	越畑浄水場
所在地	鏡野町岩屋	鏡野町香々美	鏡野町越畑
水源	表流水	浅井戸	浅井戸
処理方式	急速ろ過	消毒のみ	急速ろ過
処理能力 (m ³ /日)	221	160	70
計画給水人口 (人)	584	450	76

奥津地区

浄水場の名称	下齋原浄水場	養野浄水場	羽出西谷浄水場
所在地	鏡野町下齋原	鏡野町養野	鏡野町羽出
水源	深井戸	浅井戸	浅井戸
処理方式	消毒のみ	消毒のみ	緩速ろ過
処理能力 (m ³ /日)	398	235	80
計画給水人口 (人)	1,345		

上齋原地区

浄水場の名称	恩原浄水場
所在地	鏡野町上齋原
水源	表流水
処理方式	緩速ろ過
処理能力 (m ³ /日)	300
計画給水人口 (人)	750

富地区

浄水場の名称	中央浄水場
所在地	鏡野町 富西谷
水源	浅井戸
処理方式	紫外線
処理能力 (m ³ /日)	204
計画給水人口 (人)	660

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

各地区により浅井戸、深井戸又は河川の表流水を水源としており、良質な水質を取水しております。

(2) 水道水の状況

水道水は、水質基準を全て満足しており、安全で良質な水をお届けしております。

4. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査項目

水質基準項目は、全項目を検査します。また、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査も法令どおり行います。

(2) 検査頻度

検査頻度は、検査項目により、年1回から12回の検査を行います。

5. 検査地点

(1) 原水

町が管理を行っている各水源地すべての原水13箇所について検査を行います。

(2) 給水栓

配水地区ごとに1～3箇所の測定地点を定め、計17箇所の検査を行います。(表2)

表2 給水栓の検査地点

No	浄水池の名称	採水地点
1	第3配水池	吉原 吉原南農機具倉庫
2	入浄水場・井坂浄水場	土居 上土居公会堂
3	第3配水池	高山 高山加圧ポンプ場
4	入浄水場・井坂浄水場	沢田 香南分団第一部機庫
5	岩屋浄水場	百谷 百谷公会堂
6	香々美水源池	香々美 新町地藏堂
7	井坂浄水場	中谷 中谷第二加圧ポンプ場
8	越畑浄水場	越畑 香北分団第三部機庫
9	井坂浄水場	井坂 井坂浄水場
10	養野浄水場	西屋 西屋加圧ポンプ場
11	羽出西谷浄水場	井坂 羽出農業集落排水処理場
12	下斎原浄水場	奥津 奥津歴史資料館
13	恩原浄水場	上齋原 上齋原観光トイレ
14	恩原浄水場	上齋原 遠藤農業集落排水施設
15	中央浄水場	富西谷 宮原公衆トイレ
16	中央浄水場	富西谷 余川集会所
17	中央浄水場	楠 楠公会堂

6. 臨時の水質検査

水源等の水質に異常が確認され、水質基準を満たさないおそれがある時は、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとるとともに、水源や配水地など必要な地点で、安全が確認されるまで臨時の水質検査を行います。また、事故又は災害により配水管で異常が見られたときにも臨時の水質検査を行います。

7. 水質検査の方法

採水から水質検査成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣登録機関に委託して行います。

なお、本年度は、鏡野地区においては岡山県広域水道企業団に委託し、奥津、上齋原及び富地区においては、公益財団法人岡山県健康づくり財団に委託します。

8. 水質検査の精度及び信頼性の保証

水質基準への適合を確認するための水質検査は、配水される水の安全性を確認するための検査であり、また水道事業者による水質管理を総体として評価する検査であることから、水の安全性を確認することを考えれば、正確、かつ精度の高いものが必要となります。

水質基準項目については、微生物から科学物質まで多種多様にわたっており、その検査レベルも $\mu\text{g/L}$ といった極微量レベルでの測定が求められていることから、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託する検査機関に対して、検査の信頼性の確保策として国際標準 ISO9000 が機能しており、外部精度管理等による正確かつ精度の高い検

査体制が確立され、緊急時での対応可能なことのほか、要件を満足するようにしています。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年作成し、年度開始前に町ホームページ等により公表します。

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、結果も町ホームページに記載します。また、上下水道課で閲覧できるようにします。

水質検査計画は、皆様からのご意見や検査結果を参考に検討を行い、毎年度見直しを行います。

10. 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくため、岡山県美作保健所、近隣の水道事業者等と連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

この水質検査計画についてのお客さまのご意見をお寄せください。

お客さまからのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

鏡野町上下水道課

〒708-0392

岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地

TEL 0868-54-2111 (代表)

0868-54-0001 (直通)

FAX 0868-54-0080